

「制作関連の取引、働き方などの制作現場の更なる環境改善について」（総務省資料 pp.8-pp.11）への質問（2020年1月21日投資等WGメモ）

石岡克俊（専門委員：慶應大学）

【質問・意見1】（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（改訂版）【第6版】」第3章1. 著作権の帰属、窓口業務）

番組の著作権について、局と制作会社のうちどちらに帰属するかは、著作権法にもとづく判断によらなければならない。ガイドラインによれば、著作権が制作会社に帰属すると解されるにもかかわらず、契約上、「著作権については局に帰属する」とされているのであれば、制作費用とは別に権利譲渡の対価が支払われなければならないとする。

問題は、著作権の帰属は、もっぱら著作権法上の解釈によることとなる点である。ガイドラインでは、事後の紛争防止の観点から、あらかじめ当事者による協議により著作権の帰属（譲渡の有無等）を明確にすることを勧めている。だが、著作権の譲渡に関し十分な協議が行われたか否かについては、当事者間で必ずしも認識が一致しているわけではないという。

局と制作会社の取引には、多様な実態があることは承知しているが、典型的な取引形態を取り出し、いくつかの定型的取引（ひな形）として整理し、制作会社に不利にならないよう、協議・交渉の手かかりを示すことができないだろうか。

【質問・意見2】（「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（改訂版）【第6版】」第3章2. 放送番組に用いる楽曲に関する取引）

やや詳細にわたる指摘かもしれないが、ガイドラインの当初から存在する問題点であるので再度確認させていただきたい。

ガイドラインにおいて、各所で取り上げられている＜問題となり得る取引事例＞は、いずれも、指摘されている具体的な行為に対し、下請法で禁止される行為類型が示されたり、その具体的な適用法条が明示されたりしている。ガイドラインが、ある特定の業界における特有の取引慣行について、法令上の考え方や取り扱いを示すことを趣旨とするものである以上、当然ともいえる。

しかし、ガイドラインにおいて、問題のある行為であることが指摘されながら、具体的な適用法条を示されることなく、単に「取引上問題となるおそれがある」と述べる箇所がみられる（「放送番組に用いる楽曲に関する取引」（第3章2.）p.41-pp.43）。

このガイドラインは、もともと下請法改正を契機として策定されたものであるが、同法の適用のみを想定しているものではないはずである。ましてや一般法たる独占禁止法を含め、他の法令の適用の必要があれば、それについても適切に言及すべきものと思われる。しかも、現行のガイドラインの機能を前提にすれば、その実効性は、実定法に裏付けられていることが不可欠と考えられるが、いかがだろうか（なお、これらの類型については、独占禁止法・不公正な取引方法〔10項：取引強制および2条9項5号：優越的地位の濫用〕の該当性に触れるといった踏み込んだ理解も必要と思われる）。

以上